日本橋税理士法人

行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号

龍田ビル

 $Tel\ 03\text{-}6410\text{-}6600 \quad Fax\ 03\text{-}6410\text{-}6666$

URL http://www.hamahira.com

News

i 集 税理士 浜平 純一 7 材 塩野・溝口・谷井・日川

体制が変わりました!

先月もお知らせしましたが、浜平税理士事務所と塩野税理士事務所が合併し税理士法人を創立し、1月6日に登記登録等完了しました。今後は「日本橋税理士法人 H&Sパートナーズ」として皆様のご要望に全力で応え、ご奉仕に万全を期して努力致しますので、皆様方のご指導ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、創立に伴い、先月まではお配りしていた毎月のニュースタイトルは「浜平税理士事務所News」でしたが、今月号より「日本橋税理士法人News」に変更しますのでこちらもどうぞよろしくお願いいたします。

源泉徴収事務に関するお願い

25年末まで当税理士事務所へお支払いいただいた報酬金額については所得税及び復興特別所得税の 源泉徴収が必要でしたが、26年からは法人化したため、源泉徴収の必要はなくなります。

具体的な仕訳処理としては以下の通りとなります。

- 【例】毎月10万円(税抜)の税理士報酬に関する仕訳処理(税込経理)
 - (1) 25年まで
 - ①報酬支払い時における処理

(支払手数料) 105,000 (現金預金) 94,790

(預り金) 10,210

②源泉税支払時における処理

(預り金) 10,210 (現金預金) 10,210

- (2) 26年より
 - ①報酬支払い時における処理

(支払手数料) 105,000 (現金預金) 105,000

=

②源泉税支払時における処理

預かっているお金がないため、仕訳不要です。

☆☆☆今月の税務メモ☆☆☆

=

=

1. 1月分源泉所得税の納付

=

2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)

4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告

納付期限・・・・・2月10日

申告期限・・・・・2月28日

申告期限・・・・・2月28日

申告期限・・・・・2月28日

=